第58号議案

市道の路線廃止

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

整理	路線名	起点	重要な
番号		終点	経過地
1	向林線	新城市長篠字内金8番19地先	
		新城市長篠字寺畑6番地先	

理 由

この案を提出するのは、路線の見直しに伴う再編により、市道を廃止するため必要があるからである。

第59号議案

市道の路線認定

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、次の路線を認定 したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

整理	四夕 9白 夕	起点	重要な
番号	路線名	終点	経過地
1	篠原輪出線	新城市有海字篠原20番10地先	
		新城市有海字輪出55番2地先	
2	岩城稲場線	新城市有海字岩城14番1地先	
		新城市有海字稲場8番11地先	
3	洗林線	新城市有海字洗林13番3地先	
		新城市有海字洗林17番1地先	
4	輪出2号線	新城市有海字輪出55番3地先	
		新城市有海字輪出58番1地先	
5	内金東谷下線	新城市長篠字内金8番3地先	
		新城市長篠字東谷下35番5地先	

理由

この案を提出するのは、県道の移管及び路線の見直しに伴う再編により、市道に認定するため必要があるからである。